

「平成 29 年 10 月 1 日に思う」

教育における責任の明確化と関係者の連携強化をねらいとして、平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されて早や 2 年 6 ヶ月が経ちました。これは滋賀県大津市でのいじめ問題に端を発したもので、村でもこの改正をうけて同年 6 月に早速「川上村教育総合会議」を発足させました。

幸い川上村は、「村づくりは人づくり、人づくりは教育」をスローガンとし、早くより教育を大切にしてきたため、村と教育委員会、あるいは地域や家庭との連携は非常にスムーズです。とくに平成 21 年度より「義務教育プラン」を策定し、“15 歳の春を見すえて”をコンセプトとして、小学校での学びが中学校でも生きるよう両校の連携を強化する取り組みを行っています。

そして今、このプランをより**確かなもの**にするために、「保小中校舎一元化事業」を推進しており、すでに議会や学校、保育士の先生方との協議を重ねています。このほど保護者らとの説明や協議をはじめ、村の宝である子どもたちをしっかりと育てることに対する責任の重さを痛感すると共に、川上村で育ち学んだことと、ふるさと川上村を誇りに思う子どもたちを育みたいと決意を固めています。